

【令和8年9月11日時点】

シェアオフィス等開設支援補助金募集要項に関するQ & A

お問い合わせのありました、主なご質問について記載しています。
寄せられたご質問によって、随時追加することとしています。
募集要項の項目ごとに掲載しています。

4. 対象経費

Q 花壇や駐車場整備、看板などは補助対象に含まれるか

含まれません。

拠点整備事業の補助対象経費は整備工事費としており、その適用範囲は「シェアオフィス等の設置のための整備工事費、設計及び工事管理費、建物と不可分となっている機能を有する設備工事」としているところです。

駐車場、植栽、看板の整備など、外構工事にあたる部分は補助対象外となります。

また、用地造成や建築物と不可分となっている機能を有する設備には該当しない設備整備も対象外となりますので、ご注意ください。

なお、入居企業やオフィス利用者の利便性向上を目的として、施設整備の整備工事費について、オフィスの利用促進につながる施設の整備に係る費用は、対象経費全体の2割以内を上限に補助対象とすることができます。詳しくは、募集要項をご覧ください、お問い合わせください。

7. シェアオフィス運営にあたっての留意事項

Q 公の施設として位置づけることで建物の所有権等に影響はあるか

所有権等に影響はありません。

当該施設を公の施設として規定する理由は、施設の運営について一定の公共性・公益性を担保することに加え、中長期的・安定的な施設運営をおこなうことへ、市の意思的行為を確保する観点から、市において設置条例に基づく「公の施設」として位置づけるものです。

市は当該施設に所有権を有しませんが、施設を公平公正な観点で住民に利用させること等に対して一定の関与をおこなっていくこととなります。

Q 実施事業者と市で協定を締結するとあるがどのような内容の協定か

中長期的・安定的な施設運営を担保するため、以下の内容を含んだ協定を締結することとしています。

- ①施設を利活用して行う事業の目的、内容等
- ②事業期間
- ③本市の関与に関する事
- ④財産処分の制限に関する事
- ⑤財産処分を行う場合の納付金に関する事
- ⑥各種リスクの分担に関する事
- ⑦K P I の設定、達成等に関する事
- ⑧効果検証に関する事(内閣府地方創生推進事務局・内閣府地方創生推進室が毎年度実施している効果検証への対応等)

Q シェアオフィスに入居する企業は市外から進出する企業に限られるか

限られません。

既に企業(事業所)が市内にあることを理由に利用を制限することはありません。なお、入居可能な企業については、募集要項「7.(1)入居企業に関する事」に記載する各種要件をご確認ください。